

広報 **なみえ** お知らせ版

(平成28年1月15日発行) No.55

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、各種情報をお届けします。

※平成27年12月28日現在の情報を掲載しています。今後、内容が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

発行 浪江町役場復興推進課

〒964-0984
福島県二本松市北トロミ573番地
代表TEL 0243 (62) 0123
直通TEL 0243 (62) 4731
http://www.town.namie.fukushima.jp
*毎週土・日・祝祭日は閉庁日です。

QRコード ホームページの情報は携帯でもご覧いただくことができます。

QRコードをご利用ください。

浪江町公式フェイスブック・ページ「つながろうなみえ」町からのお知らせや写真などがご覧いただけます。

難聴児(軽度・中等度)の補聴器購入費を助成します

町は身体障害者手帳交付対象とならない難聴児(軽度・中等度)の補聴器購入費等を助成します。

▽対象者

次の①～④の要件を全て満たす方。

①申請時点で18歳未満であること。

②対象児童(本人)と助成対象者(保護者)の住民登録が浪江町であること。

③両耳の聴力が30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳交付の対象にならない方。

④補聴器の装用により、言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断した方。

▽対象外

次のア～エのいずれかに該当する場合は助成対象外です。

ア他の法令等で補聴器購入の助成を受けることができる場合。

イ保護者が所属する世帯に、市町村民税所得割の額が46万円以上の方がいる場合。

ウ申請前および助成決定前に購入した補聴器。

法務局の登記相談が予約制となります

福島地方法務局は、登記相談を希望される皆様に待ち時間なくご利用いただけるよう、2月1日から不動産登記部門、法人登記部門、相馬支局、いわき支局および富岡出張所において、登記相談を予約制としますので、あらかじめ下記予約申込み電話で相談日時のご予約をお願いします。

詳しくは、下記予約申込み電話または福島地方法務局ホームページ

URL <http://houmukyoku.moj.go.jp/fukushima/>

でご確認ください。

▷相談の予約受付

平日 9時～11時30分まで、13時～16時まで
※取扱時間の異なる登記所もありますので、予約の際にご確認願います。

●予約申込み連絡先

不動産登記部門	土地・建物 TEL 024(534)2045
法人登記部門	会社・法人 TEL 024(534)1904
相馬支局	TEL 0244(36)3414
いわき支局 富岡出張所(共通)	TEL 0246(23)1729

問 福島地方法務局総務課 TEL 024(534)1983

西台墓地へお墓参りされる皆さまへのお願い

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、「西台墓地管理組合」は諸般の事情により解散しました。当面、大字西台行政区で墓地

TEL 0243(62)4737
問 介護福祉課福祉係

工一度助成を受けた補聴器が耐用年数を経過していない場合、助成を希望される方は、介護福祉課福祉係へご相談ください。必要な書類をお渡しします。

改葬確認などの事務関係は引き継ぎますが、管理費の徴収はしないため、墓地のゴミ等の片付けはできなくなりましたので、ゴミ籠は撤去しました。ゴミ等の持ち帰りをお願いの看板を新たに設置しましたが、その看板のそばに骨箱まで含む膨大なゴミの山ができました。過日、行政区役員で片付けをしました。

厳重に注意してください。お菓子や食べ物、飲み物の空き缶や空き瓶、紙、提灯などすべてを持ち帰り、ご先祖様のためにもきれいなお墓にするようご協力をお願いいたします。

(大字西台行政区長)



相馬税務署からの お知らせ

■平成27年分の所得税等の確定 申告書作成会場

平成27年分の所得税（および復興特別所得税）、消費税および贈与税の確定申告期の申告書作成会場を次のとおり開設します。

▽申告書作成会場

相馬市振興ビル
（相馬市中村字塚ノ町65-16）

▽開設期間等

2月1日（月）～3月15日（火）
9時～16時

※1 申告書作成会場の開設期間前と開設期間中は、相馬税務署内には会場を開設しません。

※2 開設期間中は、申告相談の予約受付は行いません。

※3 南相馬市内には税務署の申告書作成会場は開設しません。

※4 土・日・祝日は、作成会場を開設しません。

※5 開設期間内に申告書作成を終えられるよう、お早目のご来場をお願いします。

■確定申告書の便利な作成方法

申告書作成会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

来署せずに確定申告書等を作成

成することができまので、ぜひ国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

特に、収入が給与または公的年金のみの方には、専用の「給与・年金画面」が新たに加わり、入力方法がより簡単で分かりやすいです。

※「作成コーナー」で作成した申告書は紙に印刷し、税務署へ郵送等により提出することができます。

〔国税庁ホームページ〕

URL <http://www.nta.go.jp>

問 相馬税務署

〒976-8602

相馬市中村字曲田92-2

TEL 0244(36)3111(代表)

（最初に自動音声で案内が流れます）

受付時間 平日9時～17時

■浪江町役場での確定申告受付

浪江町役場での所得税等の確定申告受付は、2月中旬から予定しています。日程等の詳細は、広報なみえ2月号に掲載します。

問 町民税務課係

TEL 0243(62)4735

なりすまし詐欺にご注意ください

—双葉警察署からのお願い—

息子や孫を名のるオレオレ詐欺被害が多発しています

電話で「のどが痛い」「携帯電話番号が変わった」「バッグをなくした」「会社の金を使い込んだ」「不倫して示談金が必要だ」などと話してくるのは詐欺ですので、十分注意してください。

警察では被害防止のため、次の点について注意を呼びかけています。

- 普段から実の息子さんと「合い言葉」を決めておく。
- 留守番電話機能を活用し、電話の相手を確認してから電話に出る。
- 金を請求する電話は、信用しないですぐ切る。
- 電話を切ったら、すぐ警察や家族等に通報、相談する。

不審な電話などがあつたら、すぐ110番か警察署へ通報してください。

双葉警察署（楢葉町）TEL 0240(25)1500
浪江分庁舎（浪江町）TEL 0240(34)2141

町は、
広報なみえ(毎月1日)と
お知らせ版(毎月15日)を
発行しています。
次に該当する方には対応
しますので、ご連絡くだ
さい。

- 世帯分離などで広報誌が新たに必要になった方
（ご家族が別々の場所にお住まいの場合など）
- 同居などで現在お住まいが一緒のため、それぞれの世帯主に届いている広報誌を1部にしたい方
- その他、広報誌の発送に関すること

問 復興推進課情報統計係
TEL 0243(62)4731

避難先を 移動された方は ご連絡ください

避難先を移動された方は「避難住民届」を提出してください。

※移動先が分からないと、町からの情報（広報誌、各種通知、お知らせ等）が届かなくなりますのでご注意ください。

◆避難住民届に関する問い合わせ◆
問 総合案内 TEL 0243(62)0123